

【史料】(注)

坂田郡之内しやうほだい院村掟条々

- ① 一、千石につめ夫一人とあいさたむるなり、このほかつかふ事あらば此めんはんにていたりいたし候へと申つかハすへく候、然者奉行人を申付おくへき間、十二月廿日二当村の年中のいんばん書物あつめあげ可申候、すなわちはん米をつかハすへき事(石田三成黒印)
- ② 一、地下ありきにいたつて代官下代やとい申事あらば、そのさい所里どなりなとへはやとハれ可申候、それも作にさしあひいらさる儀にめしつかい候ハ、いたし申ましき事
- ③ 一、田はたさくしきの儀ハ此さき御けん地の時けんち帳にかきのり候者のさばきにつかまつり、人にとられ候事も又むかし我かさくしきと申て、人のをとり申事もちやうじの事
- ④ 一、蔵納田地きう人がたの百姓作り候ハ、壹石に壹升の夫米いたすへし、又給人かたの田地蔵納の百姓作り候ハ、夫米壹石に貳升あていたすへし、しぜん此村へ入作多候て夫米つめ夫のさうようにあまり候ハ、此地下のとく用ニいたすへきなり、此地下の内ニ田はたつくり候て夫に出候事ならぬ者ハ夫米出来なみにいたすへき事
- ⑤ 一、出作にあき候とて申たきまゝに申なし田地をあげ候事くせ事たる也、又当村の田地をよの村よりあげ候とも是又あげさせ申ましき事
- ⑥ 一、来秋より只今遣す我等判の升にて取りやり仕、ふる升もちゆべからず、先年けんち衆いだされ候升ニふときほそきある間とりあつめそのなかにて中をとりためあわせつかハし候事
- ⑦ 一、小田原御ぢんの年より以後ざいくの百姓地下を出ほうこう人・町人・しよく人に成申やから候ハ、あり所をきゝすなはち代官ニ申候て我等へ可申上候、御はつとの事ニ候間とり返し可申候、但、家中ニ候ハ、くるしからず候、よの家中ニハをき申ましき事
- ⑧ 一、何たる儀によらすその村の百姓はしり当村へまいり候をかゝ候ハ、そのやとぬしの事ハ申ニおよバズ地下中くせ事ニせしむへき間かねてそのむねを存、よの村の百姓かゝへ申まじき事

⑨一、ぬかわら以下二いたるまで我等用所にて代官より取儀あらば少なりともさん用二不相立候ハ、めやすにて可申上事

⑩一、もし此村給人づきに成候ハ、さいぜんより給人の村へつかハしをき候法度書を持ち、これハほんごたるへき事

⑪一、何事によらず百性めいわく仕儀あらばそうしやなしにめやすをもつてにわそせう可仕候、如此申とてすちなき事申あげ候は、きうめいのうへけつく其身くせ事たるへく候間下にてよくせんさく候て可申上候事

⑫一、ねんぐおさめやうの事壹石ニ貳升のくち米たるへし、百性めんくにあげにはかり、ふたへにわらにして五里のぶんは百性もちいたすべし、五里の外ハ百性のひまにはん米遣候てもちいたさせ可申候、此外むつかしき事あるましき事

⑬一、めんの儀にいたつてハ秋はしめ田からざるまへに田がしらにて見およひめんの儀あいたむへし、もし百性と代官とねんちがいの田あらば其村の上中下三たんに升づきをせしめ免の儀さたむへし、なをねんちかいあらはいねをかり三つにつミわけくじとりにいたし、二ぶん代官とり、一ぶん百性さくとくにとるへく候、如此さたむる上ハ代官二見せずかり取田ハめんの儀つかハし申しましき事

右十三ヶ条如件

文禄五年

三月朔日

治部少 (花押)

(注) 成菩提院文書。『新修 彦根市史 第五卷 史料編 古代・中世』(二〇〇一年)。『没後四〇〇年特別展覧会 石田三成―秀吉を支えた知の参謀―』(長浜城歴史博物館、一九九九年)
(各条上の算用数字及び傍線は引用者による)

【内容のポイント】

① 夫役（ぶやく・労役）に関する規定である。石高に基づき夫役を課す人数を千石に一人と定め、それ以上の人数を必要とする場合には、三成のこの印を押しした文書で通達するとし、十二月二十日に村内のその年のものを集めて奉行人に提出すれば、飯米を与えられている。なお、この条文は佐和山入城後、その修築に詰める人数を念頭に入れているとされている。

夫役の賦課基準を定め、規定人数以上を働かせる場合は、きちんと手続きを踏んだうえで、後日、精算をする旨を明言している点が注目される。また、三成の印を明示することで、この印によらない命令には応じなくてよいことを示すとともに、精算日を指定している点に、三成の領民に対する細やかな配慮や誠実性、実務的で几帳面な性格がうかがわれる。

② 触れや夫役などを村民に伝達をする役割を担う者（地下歩き）を代官や下役が雇う場合は、住んでいる村か隣の村までとする旨を規定したものである。

百姓は、農作業に支障がある場合はこれに応じなくてよいとしており、農村の実情をよく把握した内容となっている点が注目される。

③ 田畑の耕作権は先に実施した検地の際に検地帳に記した者に限るとし、人からその権利を奪われること、また以前は自分のものだったと行ってその権利を取り上げることが禁止された規定である。

土地を貸し付けて耕作者から加地子を取り、利益を上げていた中間搾取者の権利の否定につながるものであり、耕作者である百姓の権利を保護したものであるといえる。また、同時に年貢を納める者を特定し、その責任者を定めたものでもあるといえる。

④ 夫役の代わりに米を納める夫米について定めている。蔵入地を三成家臣（給人）領の百姓が耕作した場合は、一石に一升の米を出させることとし、逆の場合は、一石につき二升の米を納めさせる。また、夫米は詰夫のために使うが、入作が多くて余った場合は村の収入とする。田畑の耕作のため、夫役に出られない場合の夫米は出作の場合と同じ

とし、一石につき二升の米を納める旨を定めている。

- ⑤ 出作している者及び入作に來ている者が、勝手に耕作を放棄することを禁じたものである。

第四条及び第五条は、他の村の百姓が当村に耕作に來る場合（入作）とその逆（出作）の場合について規定したものであり、かなり詳細に定めている。村に出入する耕作人が多く、その者たちが耕作を放棄することにより年貢の減少を引き起こす深刻な問題が生じていたことがうかがわれ、その対応に迫られていたことがわかる。

- ⑥ 來秋から三成の判のある升を用いることを定めたものである。先年の検地の際に使用した升の大きさは統一されていなかったため、その中間の大きさのものを配布するという内容である。

ここで三成が定めた升は、江戸時代になっても湖北地方の村では「治部少升」として使用されていたことが、確認されている。

- ⑦ 天正十八年（一五九〇）の小田原の陣以後に、村を出て奉公人・町人・職人になった百姓がいたら代官を通じて三成に報告することとし、これは御法度であるので、ただちに連れ戻すということを決めている。ただし、石田家家臣になった場合は例外であるとし、他の家臣の場合は認めないと注意書きを加えている。

ここでいう御法度とは、天正十九年（一五九一）八月二十一日に秀吉が発した三ヶ条の法令を指すと考えられている。いわゆる身分法令や身分統制令と呼ばれるもので、奉公人の侍・中間・小者・荒子が町人や百姓になることを禁止したものである。三成の掟書は、この法令に基づいて出されたものであることがわかる。

ただし、秀吉の天正十九年の令では、町人や百姓になった者をかくまった場合は、その町や村も成敗するとしているのに対し、三成の掟書では、村には責任を負わせていない。秀吉の政策をそのまま適用するのではなく、村に配慮した内容としていくところに、三成の領民に対する姿勢や政治手腕をみることができる。

ただし書きにある石田家家臣になった場合は例外だとすることについては、佐和山入城後、三成は家臣を集めることに力を入れていたこと等が想像される。

⑧ 理由は問わず、百姓の逃亡を禁止するものである。他から逃亡してきた百姓を雇った者はもちろん、村全体にも責任を負わせるとしている。

前条と異なり、秀吉の天正十九年令を継承した厳しい内容となっている。百姓の逃亡は、年貢の減少に直結し、村の存続に関わる深刻な社会問題だったことが推測される。

⑨ 百姓が訴える権利を保障したものである。糠や藁などに至るまで、三成の所用により代官が徴収する際に、帳簿と少しでも相違があれば、目安をもって訴えるようにと明示している。

代官の不正を訴える権利を認めている。禁圧的な内容だけでなく、民主的な内容を含む掟書となっている。

⑩ 本掟書の適用に関する内容である。当村が家臣（給人）の領地になった場合は、そこに出してある掟書に従い、本掟書は反故とするというものである。

この条文からは、法の整備・適用に熟知した三成を読み取ることができる。

⑪ 第九条と同じく、百姓が目安をもって訴える権利を保障したものである。なお、条文には、筋が通らない申し立てをした場合は、糾明の上、結局は処罰することになるので事前によく詮索することと付け加えている。

注目すべき点は、奏者（取次）なしに三成に直訴できる権利を認めていることである。このことは、百姓の権利を保護する三成の民主的な考え方をよく表していると考えられる。

⑫ 年貢の納め方を定めたものである。年貢に付加する税（口米）は一石につき二升と規定し、百姓それぞれが米を「あげ」に計り二重俵にして、五里以内なら自前で運び、五里以上の場合には、飯米を支給するので暇なとき運ぶよう命じている。また、この他に複雑な決め事はしないとされている。

この条文で規定した年貢の運搬方法については、以降の他の法令には見られるものの、先行する法令（秀吉の天正十四年令、十八年令、十九年等）にはないことが指摘されている。三成は、領内の実情に合わせて、具体的に効率かつ先見性のある規定を定めたといえる。

⑬ 年貢の免除率について定めたものである。免除率については、秋の初めに稲を刈り取る前に田頭が検分して決定することとし、百姓と代官で意見の違いがある田があれば、その村の田を上中下の三段に分けて収穫量を計り免除率を算出する。なお、それでも意見の違いがある場合は、稲を刈り三等分し、代官は三分の二、百姓は三分の一を取る分とする。このように定めるので、代官に見せずに刈り取った田の免除については免除しないというものである。

この取り分については、秀吉の天正十四年令第二条及び第三条にも同様の記載がみられる。その第二条では百姓と給人の取り分をそれぞれ三分の一、三分の二とし、第三条では、日照りや水害時の取り分を同様に定めている。三成はこの法令を念頭に置いて本条を定めたと思われるが、初めから取り分を決め一方的に押し付けるといふやりかたではなく、意見の違いがある場合の解決法を合理的かつ具体的に示している点が注目される。

【補足】この条文に書かれている「免」には、二つの意味があり、当初は年貢高に対する「免除率」の意味であったが、太閤検地の斗代原則により恒常的に免が必要となったことから、やがて生産高に対する免としての「年貢率」という全く逆の意味で用いられることになったと考えられている。意味が逆に用いられるようになった時期は、慶長元年（一五九六）から元和（一六二四）の間に始まるものであり、文禄五年（一五九六）三月の三成の村掟はそれ以前の本来の用法である免除分として用いられているとされる。

・「織豊政権論」脇田修（三鬼清一郎編『戦国大名論集十八 豊臣政権の研究』吉川弘文館、一九八四年）

・朝尾直弘等編『角川新版 日本史辞典』（角川学芸出版、二〇一三年）